

第6日

令和4年12月6日（火）

午前11時零分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、3番北川清文議員の質問を許可します。3番北川清文議員。

（3番北川清文君登壇）

○3番（北川清文君） 皆様、おはようございます。3番議員の北川清文でございます。本日はお忙しい中、来場いただきました傍聴者の皆様、そして、インターネットで御覧いただいている皆様、ありがとうございます。

今年も早いもので12月に入りました。今年もいろいろな事件、事故等がありました。ロシアによるウクライナ侵攻、知床半島沖で観光船沈没、安倍元首相が銃撃される、旧統一教会問題、通園バス車内に3歳児放置などありました。新型コロナウイルス感染症対策も、オミクロン株対応の福岡コロナ警報も12月1日に発動され、今後また心配されるところでございます。

サッカーワールドカップカタール大会で強豪国を撃破し、日本は決勝トーナメントに進出が決定しました。チーム全員で勝ち取った決勝トーナメント進出だと監督は言われていました。残念ながらベスト8には残れませんでした。すばらしい健闘を見せてくれました。

29年の災害からの復興も進んできているものの、まだまだのところもあります。朝倉もオール朝倉で今後の発展に向け、頑張っていきましょう。

今回は子ども達の教育環境、消防団員定数改正、復興事業の進捗等について質問をさせていただきます。執行部の皆様におかれましては、明快な答弁をよろしく願いいたします。

これよりは通告書に従い、質問席より続けさせていただきます。よろしく願いいたします。

（3番北川清文君降壇）

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） それでは、1番の子ども達の教育環境について、（1）の学校教育現場におけるタブレット活用についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行により、GIGAスクール構想が前倒しされ2年が経過しました。導入時に比べ、活用が思うように進んでいないのではないかと感じています。現場では、どういった状況でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねのGIGAスクールの活用につきましてお答えいたします。

GIGAスクール構想の当初の計画は、令和5年度までに児童生徒1人1台、端末の整備が予定されておりましたが、コロナ対策によりまして、令和2年度に前倒し準備を行いました。2年が経過し、様々な取組が行われており、活用は進んでいるものと認識しております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 活用は進んでいるというふうなことでございますが、それでは、タブレットを学校ではどのように活用されているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねのタブレットの活用につきましてお答えをいたします。

タブレットの活用状況につきましては、先月実施いたしました調査で、市内小中学校17校のうち、毎日活用している学校が10校、週の半分以上活用している学校が7校でございます。

タブレットの活用方法としましては、授業では主に4つございます。

まず、情報ツールとしまして、映像を含めました様々な資料の提示や情報検索を行ったり、教科書のページに掲載されておりますQRコードを読み込んで授業内容に関するインターネット情報にアクセスを行っております。

2つ目に、思考ツールとしまして、画面上で図形を自由に動かしたり、単語や用語のカードを自由に組み合わせたりして考えるなどの手法もございます。

3つ目に、コミュニケーションツールとしまして、各自の考えをグループでまとめ、模造紙に書くことなく拡大投影を行いまして交流を行っております。

また、4つ目は、評価ツールとしまして、英語のスピーチや音楽の演奏、体育での体の動きなどを録画しまして確認するという事例もございます。

そのほか、授業以外にもタブレットを活用しましたアンケート調査や宿題プリントのデータの配布、委員会のミーティングなど、様々な場面で活用を図っております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 4つの活用方法で、いろいろな場面で活用を図っているということですが、タブレットは家庭への持ち帰りを行っているのでしょうか。また、持ち帰っている場合、どのように活用されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねの家庭でのタブレットの活用につきましてお答えをいたします。

タブレットの家庭での持ち帰りにつきましては、週に1回以上持ち帰らせている学校が4校、月に数回持ち帰らせている学校が4校ございます。そのほかの学校につきましても、

今後の持ち帰りを検討しているところでございます。

定期的に持ち帰らせていない学校も含めまして、臨時休校のときや新型コロナウイルス関係での出校停止の時など、児童生徒が学校に出校できない状況では、タブレットを家庭に持ち帰らせている学校が多い状況でございます。

その内容につきましては、タブレットに宿題のプリントを入れたり、学習ソフトを入れたり、家庭学習を行わせることが多い状況でございます。

また、休んでいます児童生徒に対しましては、学校での授業内容をオンラインで配信している学校もでございます。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） タブレットに宿題のプリントや学習ソフトを入れたりして家庭学習を行っているというふうに認識をさせていただきました。先生方の中でもICT機器の得手不得手があると思いますが、タブレット活用のスキルを向上するために、どのような取組や研修等を行っているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねの教師のスキルアップにつきましてお答えをいたします。

市内小中学校でICT活用支援員を4名配置しております。各学校を巡回しながら授業でのタブレット活用に対します情報提供やトラブル対応を行うなど、教師の情報機器活用スキルの向上に貢献をしております。

教師のスキル向上につきましては、タブレット型パソコン導入後、タブレットを含むICT機器を活用しました授業づくりの研修や情報セキュリティ、情報モラルに関する研修を行っております。

さらに、朝倉市教育支援センターによりますICT研修やICTに詳しい教師によります各学校での校内研修も行われるなど、様々な研修を行い、教師の情報機器の活用スキルの向上が積極的に図られていると認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 校内研修も行われて情報機器活用スキル向上が積極的に図られているということですので、さらなる研修を続けていただきたいというふうに思います。

全国学力テストや児童生徒を対象とした調査など、タブレット端末で実施する予定があるのではないかとと思いますが、現時点で分かっている予定、スケジュール等をお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねのことにつきましてお答えをいたします。

令和6年度からタブレットを活用しましたオンラインによります全国学力学習状況調査が予定をされております。また、先行しまして、令和5年度には全国学力学習状況調査の

うち、中学校英語、話すことの調査が中学校3年生を対象にオンライン方式で実施される予定でございますため、国が示しますコンピューターベースのテストシステムへ市内全児童生徒が登録し、タブレットでオンライン方式によりますテストが受けられますよう手続きが完了しているところでございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 全国学力学習状況調査が予定されているということで認識をさせていただきました。

タブレット端末は活用してほしいですが、それが進むことによって、漢字を書く力、能力が損なわれるのではないかと心配をなさっている保護者の声を聴いたことがあります。平仮名を入力すれば自動的に変換される、もしくは候補の漢字が表示されるので自分で書けないようになっているという話であります。

私たちは、子どもの頃、何回も書いて漢字を覚えました。そういった機会が失われているのではないのでしょうか。授業時間数に限りがあるので、バランスを取るとそうになってしまうのは理解できますが、漢字を書けないのは、やはり問題があるのではないかと思います。

タブレットによる教育が進むことで、書くことが減って漢字を書いたりすることが苦手になるなど、弊害はないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 小学校では、入学時から平仮名や片仮名の習得にノートを使い、鉛筆の持ち方から書き順、とめ、はね、はらいなど、丁寧な指導を行っております。

タブレットが導入されてからもノート指導にはどの学校も力を入れており、丁寧に書く、理由を交えて自分の考えを書くなど、これまで大事にしてきました指導を行っており、書くことが減っている状況はないと認識しております。

また、漢字の習得につきましても、これまでどおり、ドリルや漢字帳を使って反復練習に取り組んでおります。

中学校では、漢字検定を受けさせている学校もあり、タブレット導入による影響で正しい漢字が書けなくなったとは考えておりません。

今年度の全国学力調査でも漢字の書き取りにつきましても、朝倉市の正答率は全国平均を上回る結果でございました。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 書くことが減っている状況はないと認識され、タブレット導入による影響で漢字が書けなくなったとは考えていないということですので安心しました。

次に（2）の情報機器の環境整備についてお尋ねをいたします。

タブレット端末が導入されたのは令和2年度、導入からおよそ2年が経過しました。今まで他の議員も含めて、一般質問において、どのように活用進めているか、もしくは進め

ていくかという説明がされてきましたが、現在、小中学校における学習用タブレットはどのような普及状況にあるのかお尋ねをいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） お答えをいたします。

様々な事情により、全ての家庭にWi-Fi環境が整っている状況ではございません。タブレットを家に持ち帰り、インターネットに接続して学習するための通信環境をどのように確保するのが今後の課題でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） まだまだ課題があるようですので、いろんな検討をしていただきたいというふうに思います。

以前の質問において、タブレット端末を活用して自宅などで授業を受ける場合、子どもが意見や質問を述べ、それに教師が答えることや、子どもたちがどのように考えたかといった意見の集約などの双方向性を担保しなければ授業を受けたとは見なせないという趣旨の答弁があったように記憶をしています。

しかし、大前提として、子どもの教育を保証するというのもあるはずですが、感染した、濃厚接触者になったということで自宅待機をやむなくされるのはしょうがないとして、プリントばかりやらせるのではなく、やはり授業と一緒に受ける環境を整えるべきではないでしょうか。感染した、濃厚接触者になった場合には欠席扱いにならないのではないのでしょうか。自宅でプリント学習をやるにしても、タブレット端末を通して授業をやるにしても問題はないはずであると思います。

休業やクラス閉鎖が頻発したことが原因とまでは言いませんが、コロナ禍にあって休みがちになった、学校に出ていくのが億劫になった子どもが増えたという話も聞きます。

映像を通して一体感を産む効果を期待できるのではないかと思います、どのように思われますか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員御指摘のとおり、学校から家庭までの通信環境が確保されていれば、自宅待機や自宅療養において、プリントの宿題に頼る必要はなく、授業そのものを見せることは可能でございます。

学校の授業の様子を自宅から見ることはプラスの効果が期待できると考えております。しかし、自宅にWi-Fi環境のない児童生徒をどうするのか、そして、単に授業の様子を自宅から見るだけで意見や質問ができないことで、新たな疎外感を生まないかなどの検証も必要だと考えております。

一部の学校では、授業に参加できない児童生徒に対しまして、教室のうしろから固定した映像を配信しておりますが、ただ、映像を流すだけであり、板書の内容を拡大したり、カメラを動かして友人の姿を見せたりということではできておりません。それを実現するた

めには、カメラを操作するために授業者以外の補助人員が必要になるなど課題があり、今後、研究していきたいというふうに考えております。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） いろいろな検証も、スタッフの課題等もあるようですので、いろいろと研究をしていただきたいというふうに思っております。

先進事例を幾つか調べましたが、例えば、さいたま市では、教育専用のポータルサイトで情報を共有することや、情報交換プラットフォームで日常的に情報交換を行ってるところも紹介されています。

つくば市は、様々な手引きが用意され、場面において、教師が活動しやすいように配慮をされています。

熊本市では、オンライン授業のスマールステップとして、授業で行う内容について取り組みやすいものから順に5段階で整理されていたり、オンラインによる学習指導をどのように行なったらよいか、イメージしやすいモデルが指導案形式で示されていたりというような取組が行われています。

今年の3月、議会の一般質問において、オンライン授業の出席取扱いについて質問した際に、同時双方向型のオンラインを活用した学習指導であることが必要との回答があったかと思えます。オンライン授業が可能となるような双方向型の整備に向けて検討を進められているのかをお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員のお尋ねにつきましてお答えをいたします。

同時双方向は、システムや機械によって実現でき、当然ながら、それなりの費用が必要となります。質疑応答や意見交換となりますと、操作しながら授業、指導を行う必要があります。その授業を通して、それぞれの児童生徒に理解が深まっているかどうかという見取りも重要でございます。

このようなことも含めまして、実現を模索していきたいということでございまして、補助人員の確保を含めた費用がかかることから、研究を重ねている状況でございます。

教師のスキルアップ、タブレット活用におけます情報の共有などにつきまして、先ほど、議員より先進事例を御紹介していただいたことを参考にしながら、研究していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） いろんな研究を重ねていただきたいというふうに思っております。

学校での授業にタブレット端末を利用する際、速度が落ちて使えない、動かない状態がまま起こっていると聞きます。なかなかそれが解消していないということですが、先ほど聞いたように、全国学力テストなどが実施される、今後、オンラインでの利用が進んでいくというのであれば、すぐにでも解消しなければならないのではないのでしょうか。朝倉市

だけ環境が整ってないので、オンラインではなく紙でということができのでしょうか。言えたとしても、恥ずかしくはないでしょうか。

教師のスキルアップ、通信環境の充実などがなければ活用もできないと考えます。その上で、同時進行という話になるのではないかと思います。お考えをお聞かせください。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） お尋ねにつきましてお答えをいたします。

G I G Aスクール構想の実現に向け、令和2年度に通信ネットワーク環境整備を行い、1人1台端末環境で支障なくICTを活用しました学習活動ができます高速大容量の通信ネットワーク環境を整備したところでございます。実際に授業で活用いたしますコンテンツにつきましては、想定を上回り、動画や映像が対応されたことで通信容量が肥大化しており、学校によりましては、同時接続に遅延した事例もございます。

令和6年度から実施が予定されておりますオンラインによる全国学力学習状況調査に向けて通信速度の調査を行い、安定した通信速度を確保する検討を行ってまいります。

通信環境の整備はハード面、そして、教師のスキルアップはソフト面であり、議員申されますように、両方がそろわなければ活用はできないと考えております。

教師のスキルアップにつきましては、教育支援センターにおきまして、タブレットの活用方法などの研修を行っており、ここを軸として進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 今後、今回述べられました対策を取りながら、環境を整え、タブレット端末利活用を推進していただきたいというふうに思っております。よろしく願います。

続きまして、2の消防団員の定数改正及び今後の対応についてお尋ねをしたいというふうに思っております。

まずもって、朝倉市消防団員の皆様には、常日頃から火災時の消火活動はもとより、大震災や風水害、捜索等の広域にわたる災害でも献身的に活動されていますことに対しまして、衷心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、（1）の定数の見直しの状況についてお尋ねをいたします。

定数の見直しというのは、それによって改革するというのも意味合いながら質問をさせていただきます。

朝倉市消防団の条例定員数は979名とお聞きしています。朝倉市は、19分団に分かれています。どこの分団も定数割れしていると聞きます。地元若い人がいない、遠距離通勤で入団するのが難しい、いても何らかの事情で入団されないなど、新入団勧誘も難しいと聞いています。そうした中、大変革をするためにOBの方も地域を安全に守るという熱意で再入団され、活躍されてあると聞きます。

年齢的な問題もあるのではないかと思います、現時点でどのような見直しがされているのか、お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 昨年10月に朝倉市消防団組織検討委員会を開催し、翌11月の分団長会議で各分団に団員定数の見直しを依頼をしております。これは、消防団が合併前の体制より変わっていなかったため、組織見直しと今日的な現状を分析し、課題を整理した上で改善し、消防団の将来展望を描くために進めております。

消防団運営は、地域ごとに人口や世帯数、面積、山間部や平野部、そして、中心部と環境の違いにより消防団活動に必要な人数は異なってまいります。このため、分団の現状、あるいは未来を見据え、各地区コミュニティや区会長会、消防委員、消防団OB会など、地元の各種団体や関係者とこれからの地域の安全安心をどのように守っていくのか、検討を重ねた上で適正な組織のありようを協議してもらっているところでございます。

今年度に入り、分団長会議の中で、各分団の協議経過を報告してもらっており、全体での進捗状況の相互確認で情報の共有を図っております。その協議経過を踏まえ、地域の実情に応じた定数をはじめ、定年の考え方や各種施設、機材、設備などの在り方について、全般的な見直しを進めていきたいと考えております。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 適正な検討をしていただいて、今後、またよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

支援団員とか、自衛消防隊の組織活動の内容なり、対応はどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（半田雄三君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 支援団員につきましては、現在、3つの分団で14人の理解と協力の下、活動をいただいております。任用は、団員として3年以上の経験を有することや年齢は65歳までなどの一定の要件はありますが、出動は地元火災のみで応援出動はしないこと、報酬は団員の2分の1、支援団員数は分団定数の2割以下などの制限を設けております。

一方、自衛消防隊や消防協力隊など、地元の呼称は様々ですが、各地域や区単位で独自に組織している自主的消防活動団体もあり、その自衛消防隊等の活動に対する一部補助制度もございます。資機材の整備や維持補修などで活用をなされており、おおむね年間二、三団体から申し出がっております。

このように、各地区における市消防団活動を補完する目的として、自分たちの町は自分たちで守るといふ崇高な精神のもと、地元関係者と住民、そして、消防団が一体となった安心安全な地域づくりのための取組を、行政も一緒になって進めているところでございます。



○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） いろいろ問題があるかと思いますが、行政もしっかり支援をしていただきたいというふうに思っております。

（2）の消防車両運転のための免許証取得についてお尋ねをいたします。

運転免許証取得にも、普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許の4種類の免許があるかと思いますが、消防車両運転免許はどういった種類の免許証取得が必要なのか。取得に当たっての、現在、補助事業の活用状況の内容についてお尋ねをいたします。

○議長（半田雄三君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 平成29年3月の改正道路交通法の施行により、普通免許で運転可能な車両が、それまでの5トン未満から3.5トン未満に引き下げられております。これにより、法改正以降に免許を取得した団員が分団の消防車両を運転できないという問題が生じたため、令和3年度に、朝倉市消防団自動車運転免許取得事業補助金を新設し、団員が消防車両を運転するために必要な免許要件を取得することに対し補助金を交付し、消防活動時の運転手を確保しているところでございます。

令和3年度は、3名の申請があり、合計27万8,000円の補助金を支給しております。また、そのほかの対策として、消防ポンプ車を更新する際は従来車両よりは小ぶりにはなりますが、機能性は同規格のポンプ車を計画的に導入しており、この問題の解消に向けて年次的に対処しているところでございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 消防での取得免許については、3名の27万8,000円の補助というようにございますが、入団されてからの年齢が、消防団でもあるでしょうが、消防団の中の分の年齢層とか、幅とかはなくて、団員、誰でも免許の取得ができる状況にあるのでしょうか。

○議長（半田雄三君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） この運転免許取得のための補助金の申請については、消防団員は対象としておりまして、年齢で何歳以上はだめとかいうのはございません。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 分かりました。ありがとうございます。

今後の取組についてでございますが、新入団員の確保や年齢が18歳以上、上限の定年制がバラバラも仕方がない状態にあるのかもしれませんが、各分団共通して言えることは、ポンプ操法大会のやり方など、実務的なことと措置的なことの改善が必要ではないかと思いますが、今後の取組としては、どのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（半田雄三君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 先ほども申しましたが、昨年10月の朝倉市消防団組織検討委員会、令和4年から5年度に組織再編案を取りまとめ、令和6年度から新たな体制で消

防活動に臨めるようなスケジュールで進めているところでございます。今後も毎月行っております分団長会議で、各分団から地元との協議経過を報告してもらい、最終的な定数等については組織検討委員会を開催しながら、引き続き消防団と協議を進めたいというふうに考えております。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 検討していただきたいと思いますが、各消防団員から声を聞きますと、やはり夏場の暑い時期に操法大会の訓練をしなければならぬというようなことで、県大会があるのは2年越しぐらいになっておると。だから、その県大会に合わせた分で稽古がされないか。だから、地元の大会は時期を暑い時期にしなくても、ちょっと時期をずらしてするようなことの検討はできないのかというふうな声も上がっております。そういった面については、どういふふうなお考えでしょうか。

○議長（半田雄三君） 防災交通課長。

○防災交通課長（川上憲司君） 消防団全体の活動の見直しというところの内容につきましては、今、議員がおっしゃったような内容も含めて、例えば操法大会の在り方、時期、それから、内容、そういったものも含めた形での見直しは今後もやっていくというところの内容で、組織検討委員会という議題の中にそのテーマを盛り込みまして一緒に考えているというような状況でございます。ですので、まだ結論には達しておりませんが、その内容も含めて、活動全般の内容も含めた形での検討を進めているという形で御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 全般の取組というふうなことの検討というふうなことで認識をさせていただきます。

続きまして、3番の復興事業の進捗についてでございます。

29年の九州北部豪雨災害からの復興計画が打ち出され、復旧期、再生期、発展期と3期に分け、復旧期が終了し、令和2年度からの再生期もあと1年となり令和5年度まで、令和6年度から令和8年度まで発展期に向けての復興実施計画がされています。

災害地が復興を成し遂げるためには、まずは被災した河川や道路、ライフラインなどを被災前と同等以上の機能に戻すための復旧が必要であると思います。さらには、安全性の向上や生活環境の向上、生産の高度化や地域振興など、質的な向上を目指すことが復興につながると思います。

この計画の中の3つの基本理念についてお尋ねをいたします。

1番の復興実施計画の3つの基本理念について、①安心して暮らせるすまいとコミュニティの再生について。「山・水・土、ともに生きる朝倉」と題して、復興計画のビジョン、基本理念の中の1つ目の、安心して暮らせるすまいとコミュニティの再生についてですが、まず、安心して暮らせる住環境をどのように整備しているのか、具体的に説明していただ

きたいと思います。

○議長（半田雄三君） 総務部付部長。

○総務部付部長（藤浩二郎君） 安心して暮らせる住環境の整備についてお答えいたします。

1点目は、災害公営住宅整備事業についてでございます。

災害により住宅を滅失した方の住まいを確保するため、平成30年度に福岡県と協定を締結いたしまして、杷木団地50戸、柿添団地30戸を建築いたしました。

2点目に、宅地嵩上げ事業についてでございます。

5戸以上の一体的な嵩上げを行う家屋があることを要件に、3地区で施工を進めております。

箇所ごとに説明のほうをいたします。

久喜宮地区の寒水川流域では26戸を対象に、令和2年度から施工中でございまして、完成した工区につきましては、現在、民家の建築も始まっている状況でございます。寒水川の砂防事業の関係で事業完了は令和6年度の見込みとなっております。

続きまして、志波地区の北川流域では8戸を対象に、令和3年度から施工中の状況でございまして、こちらも国道386号の本陣橋の架け替え事業と事業を並行するために、事業完了予定は令和6年度の見込みとなっております。

続きまして、松末地区の乙石川流域では28戸を対象といたしまして、令和3年度から施工中の状況でございます。乙石川流域の農地改良復旧事業と事業を並行するために、事業完了につきましては令和6年度の見込みとなっております。

続きまして、3点目に、すまいの再建促進宅地分譲事業についてでございます。

令和2年度に志波地区の富有ヶ丘団地を2区画分譲いたしまして、令和2年度には久喜宮小学校跡を10区画分譲いたしました。現在、志波小学校跡に5区画を整備中の状況でございまして、令和5年度までの分譲開始を予定しております。

続きまして、4点目になりますが、定住促進住宅整備事業についてでございます。

松末地区（池の迫）に7区画を令和2年度に造成いたしました。令和3年度に被災者2世帯が入居いたしまして、現在、新たに申し込みのあった1棟を建築中の状況でございます。

5点目に、宅地浸水対策推進事業についてでございます。

浸水による家屋の被害を防止軽減するため、宅地の嵩上げ工事や浸水防止施設の設置工事を行う方に対しまして、補助のほうを行っております。令和3年度に事業を開始しております13件の活用がございました。

最後、6点目ですが、被災者生活再建支援金についてでございます。

すまいを自主再建する際の法的支援といたしまして、制度化されているもので再建加算分につきましては、被災日から3年1か月の申請期限を県と連携し、現在も申請できるよ

う延長の手続きを行っている状況でございます。災害復旧事業や宅地嵩上げ事業など、公共事業の完了後にすまいを再建する予定の方に対応するためでありまして、被災者が制度を活用できる環境を整えている状況であります。手続き上、1か年ずつの延長となるため、毎年、再建予定者がいないか、再建状況を精査いたしまして、今後も適切に延長の手続きを図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

すみません、3点目で話しましたすまいの再建促進宅地分譲事業につきまして、すみません、先ほど志波地区の富有ヶ丘団地につきまして、令和2年度と言いましたけれども、すみません、令和元年度の間違いでございます。訂正いたします。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） コミュニティ等の維持再生について、どのように再生しているのか、具体的に説明していただきたいと思います。

○議長（半田雄三君） 総務部付部長。

○総務部付部長（藤浩二郎君） コミュニティ等の維持再生についてお答えいたします。

1点目に、松末小学校跡の活用についてでございます。

地域との協議を踏まえまして、旧校舎を改修いたしましてコミュニティセンターとするように予定しておりまして、本年度、設計を行いまして、令和5年度に改修する計画となっております。

2点目に、被災地域交流活動支援事業についてでございます。

被災地域のコミュニティの形成、再生、そして、発展を図るために、交流活動を促進する事業に対する補助制度を令和2年度に開始いたしております。開始年度は、コロナ禍に見舞われたために実績は伸び悩みましたけれども、令和2年度は2件、令和3年度は4件、令和4年度、本年度につきましては、現時点で7件となっております。

やむを得ず、ふるさとを離れて再建をされた被災者も、ふるさとと関わりが持てるよう、支援を継続していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） ②の市民の命を守る安全な地域づくりについてでございますが、基本理念の2つ目の、市民の命を守る安全な地域づくりについてですが、地域の防災力の向上、また、減災のためにはどのような整備をされているのか、これも具体的に説明をしていただきたいと思います。

○議長（半田雄三君） 総務部付部長。

○総務部付部長（藤浩二郎君） 被災前の安全な地域づくりのため、関係機関にて鋭意災害復旧事業を実施中ですが、ここではそのほかの取組について説明させていただきます。

防災・減災のための基盤整備についてでございますが、1点目に、防災拠点施設及び防災広場の整備についてでございます。

防災拠点施設は避難所機能を有するほか、平常時に防災研修を実施するなど、コミュニティレベルでの地域防災力の向上を目的としております。防災広場は、災害広場における受援体制、救助活動及び支援団体等の車両を含めた拠点として利用可能とすることを目的としております。

箇所ごとに説明のほうをさせていただきますと、杷木小学校グラウンド跡に防災広場を整備中でありまして、令和5年度に完成予定でございます。

続きまして、久喜宮小学校跡には、令和2年度に防災拠点施設が完成いたしまして、地域や地元団体の防災研修にも活用されております。本年度中には防災広場の整備も完了する予定となっております。

続きまして、志波小学校跡には、本年度、防災拠点施設を整備中でして、令和5年度に防災広場を整備する計画となっております。

続きまして、建て替え後の三奈木コミュニティセンターの北側におきましては、令和5年度に防災広場を整備する計画となっております。

また、土砂置き場として活用いたしました石成公園につきましては、原状回復と合わせまして、防災広場として活用できるよう令和4年度に整備を完了しております。

続きまして、2点目に伝承広場の整備についてでございます。

土砂災害の経験と教訓を後世に継承するため、甚大な被害を受けた松末地区に伝承広場を整備する計画となっております。

続きまして、3点目ですが、繋ぎ込み水路の整備を進めておりまして、こちらは砂防ダムや治山ダムなどより下流の水路を整備することで、出水時に下流の家屋や道路等への被害を防止することを目的としております。このほか、ソフト対策として、自主防災マップの見直しや避難基準の見直し、サイレン吹鳴の見直しなど、適宜実施しております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） ③の地域に活力をもたらす産業・経済の復興についてでございますが、基本理念の3つ目の地域活力をもたらす産業・経済の復興についてですが、基幹産業の農業・産業・経済、どのような復興をしているのか、これをまた具体的に説明をお願いいたします。

○議長（半田雄三君） 総務部付部長。

○総務部付部長（藤浩二郎君） まず、産業基盤の早期復旧についてお答えいたします。

1点目に、農地改良復旧事業による区画整理型の農地復旧についてでございます。

市内9河川の流域で被災した原形復旧が極めて困難な農地について、区画整理を行いながら復旧を進めるもので、15地区、地区面積といたしまして、約209ヘクタールを実施しております。併せて復旧した農地の営農再開を図るため、貸し手と借り手による福岡県農業振興推進機構の制度を活用いたしまして、マッチングを進めております。先行している

黒川地区を例といたしますと、全体面積約30ヘクタールのうち、農地の貸付規模が約9ヘクタールございまして、マッチングの結果、農地8.4ヘクタール、約91%につきまして、借り手ができたという状況にございます。

2点目に、土砂置き場完成後の農地の復興についてでございます。

宮野土砂置き場は、被災した農地を土砂置き場として活用いたしまして、完成後の土地利用について検討を進めてきた中、ワイン製造のためのブドウ畑として活用することで跡地の活用を進めております。現在、一部にブドウ棚の整備とブドウ苗木の植付けが完了いたしまして、3年後には朝倉産のワインが生まれる見通しとなっております。

次に、産業経済の振興についてお答えいたします。

1点目に、営農に対する支援についてでございます。

復旧事業が完了した農地での営農を再開するため支援を行っておりまして、九州北部豪雨被災産地加速化支援事業におきましては、園芸作物の栽培に必要な農業用施設、機械類、堆肥等の導入に対し、国、県、市が連携いたしまして、営農の促進を図っております。

実績といたしまして、令和2年度に2件、令和3年度を4件、令和4年度は3件の予定となっております。

2点目に、インターチェンジの利便性向上を図るため、比良松中学校の南側にあった市営駐車場を農地改良復旧事業に合わせまして、インターチェンジ側に移設いたしまして、同時に駐車台数を増大いたしております。このことで、高速バスなど福岡都市圏との連絡性を高め、通勤通学がしやすい環境へ向上できたと考えております。

また、災害後、土砂置き場として活用いたしました林田工業団地の最後の1画につきましては、被災地復興のため、企業誘致に力を注ぎまして、令和2年度に進出が決定、令和3年度に企業立地を見ることができております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） ありがとうございます。今後またよろしく願いいたします。

最後になりますが、(2)の今後の発展期に向けての取組についてというようなことで、これは市長にお尋ねをいたします。

冒頭にも申しましたが、29年の災害から5年が経過しました。再生期もあと1年となり発展期に入りますが、私は5年間で随分復興に向かって進んできたと思う反面、目に見えないところで様々な課題があると感じております。復興、そして、発展期に向け、市長は今後どのように取り組まれていくのかをお尋ねをいたします。

○議長（半田雄三君） 市長。

○市長（林 裕二君） この5年間、復旧事業を最優先に進めながら、並行して、小学校跡地を活用した防災拠点施設やコミュニティセンターの整備、防災広場の整備、市営住宅の整備など、被災8地区に焦点を当てた復興事業を進めてまいりました。復旧事業の完了が目に見える形となってきたところであり、発展期においては、被災地が新たな魅力と活

力ある地域として発展できますよう、引き続き、今まで取り組んできた復興事業の完成を目指してまいります。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 市長が申されますように、様々な問題、課題があると思いますが、朝倉市に住み続けたい朝倉市にしていかなければいけないと思います。朝倉市には3つのインターがあり、3つのダムがあります。全国の各市町村を見ても、こんな素晴らしい地域はあまりないと思います。安全安心な暮らしやすい魅力的な朝倉市になるように進めていく取組をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（半田雄三君） 3番北川清文議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午前11時58分休憩